

泉大津市あしゆびプロジェクト PR 動画作成業務委託仕様書

1. 事業名

泉大津市あしゆびプロジェクト PR 動画作成業務委託

2. 事業目的

本業務は、泉大津市の主要施策として取り組む「あしゆびプロジェクト」を市内外に広く PR するための動画を制作し、より多くの方に「あしゆびプロジェクト」について関心をもつていただくことを目的とする。

3. 履行期間

契約締結の日から令和 2 年 2 月 28 日までとする。

4. 業務内容

(1) PR 動画の制作

① 動画内容

- ・ 事業目的を踏まえ、「あしゆびプロジェクト」の趣旨、内容がわかりやすく伝わり、見た人が興味を示し、自分も実践してみようと思うような、訴求効果の高い動画を作成すること。

※あしゆびプロジェクトについては市ホームページを参照

URL: <http://www.city.izumiotsu.lg.jp/topics/1541134417111.html>

- ・ 動画の活用は②のとおりとし、メディアに適した長さと内容を考慮して作成のこと
動画の再生時間、本数は提案事項とする。

《動画の活用》

- (1) 市のホームページ内「あしゆびプロジェクト」ページ、Youtube
- (2) 各種施設での放映（市役所ロビー30秒～60秒、市立病院待合、駅構内デジタルサイネージなど）

② 動画制作における留意点

- ・ 動画を音声なしで再生することや音声の届かない場所から閲覧することも考えられるため、音声なしでも十分に伝わる内容にすること。
- ・ 動画は、画角 16 : 9、画質はフルハイビジョンで作成すること。

③ 成果品

- ・ データ形式の DVD (AVI 形式・MPEG-4 形式) 2 枚
- ・ DVD プレイヤーで再生可能な DVD 2 枚

④ 特記事項

- ・作成にあたっての詳細な内容等については、委託者と適宜協議を行うこと
- ・誤字や脱字、表現の不一致、好ましくない表現などがないか十分注意すること
- ・作成完了次第、委託者による検証を受けること。受託者は、修正が必要な場合には指示に基づいて修正し、再度検証を受けること。
- ・受託者は、個人情報の取り扱いには十分留意し、個人や団体等が出演する場合、動画の仕様目的・使用方法を説明の上、書面により出演の了承を得ること。
- ・成果品は、数年間活用することを想定して作成すること。

5. 著作権の帰属

成果品に関する著作権は、以下に定めるとおりとする。

(1) 著作権の譲渡

受託者は委託者に対し、作成した動画等に関する全ての著作権（著作権法第27条同第28条に定める権利を含む）を譲渡する。

(2) 著作者人格権

受託者は、作成した動画等について、委託者より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

(3) 保証

受託者は委託者に対し、作成した動画等が第三者の著作権、肖像権その他いかなる権利も侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることをそれぞれ保証する。万一作成した動画等について第三者から権利の主張、異議、苦情、損害賠償請求等が生じた場合には、弁護士費用を含めて、受託者の責任と負担においてこれを処理し、委託者に一切迷惑、損害をかけないものとする。

6. その他

(1) 瑕疵担保責任

本件業務の成果物に対する瑕疵の取り扱いについては、受託者の瑕疵担保責任期間を検査後1年とし、隠れた不具合、機能不足や機能不良等を発見した場合、受託者は速やかに無償で是正しなければならない。

(2) 手続き

撮影許諾手続き等、受託事業の執行に関わる第三者への手続きについては、受託者の作業範囲として処理すること。作成に際して著作物及びタレント等人物の許諾及び記録写真等の借用等が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等に発生する費用は当初の契約金額に含むものとする。

(3) 法令順守等

受託者は、受託業務の執行の際の関係法令を遵守する。

(4) 業務適用範囲の確認

本業務の実施について、社会一般に通常実施される動画等作成における業務項目は、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。受託事業者は、当該項目について疑義あるときは委託者と協議することができる。